

## 遠隔臨場（発注者指定型）実施要領

### 1. 目的

本要領は、「遠隔臨場（発注者指定型）」の実施にあたり必要事項を定めるものである。

### 2. 対象工事

和歌山県県土整備部が発注する建設工事のうち、次の条件を満たし、発注者が指定する工事とする。

#### 【対象とする条件】

- ①工 種： 段階確認、材料確認、または立会において、映像による確認が可能な工種を含む工事。
- ②通信環境： 施工場所におけるモバイル通信環境等が良好である工事。
- ③そ の 他： 災害復旧工事等緊急を要する工事等、遠隔臨場により工程等に支障を来す可能性のある工事は除く。

#### 【対象となる工事例】

- ・ 段階確認および立会の頻度が多い工事
- ・ 工程管理や進捗状況など、頻繁に現場状況を確認する必要がある工事
- ・ 高所作業（仮設足場等）など、安全を確保するための準備が必要な工事
- ・ 遠隔地（他府県等）での工場検査が必要な工事
- ・ その他、遠隔臨場を実施することで施工効率の向上が見込める工事

### 3. 実施内容

対象範囲： 遠隔臨場の対象は、段階確認、材料確認、立会のほか、緊急時の協議や臨場に準ずる遠隔打合せを含むものとする。

実施回数： 現場着手から工事完了までの間に、3 回以上の遠隔臨場を実施することを必須とする。

### 4. 実施の手続き・流れ

発注時の明示： 「遠隔臨場（発注者指定型）」の対象工事である旨を明記した別添特記仕様書を添付。（別添）

実 施 方 法： 遠隔臨場の実施方法については、「土木工事等における建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）令和7年10月」に準拠する。

そ の 他： 受注者の責によらない理由（通信環境の悪化、設計変更に伴う工種変更等）により、規定回数（3 回以上）の遠隔臨場の実施が困難となった場合は、工事打合せ簿により受発注者間でその旨を確認する（発注者側は課長等の決裁を要する）。

※この手続きにより免除が承認された場合、後述する工事成績評定の「減点」は適用しない。

## 5. 工事成績評定における減点評価基準

本要領を適用する工事については、工事成績評定において以下のとおり取り扱う。

- ・現場着手から完了までに一度も遠隔臨場が実施されなかった場合、「法令遵守等」の「その他」項目において、－８点とする。
- ・現場着手から完了までの間に遠隔臨場の実施が１回以上３回未満であった場合、「法令遵守等」の「その他」項目において、－３点とする。
- ・遠隔臨場に関する「創意工夫」での評価は行わない。

### 付則

本要領は、令和８年１０月１５日以降公告の工事から適用する。